

社会福祉法人三木市社会福祉協議会
地域活動車の貸出しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の保有する自動車（以下「地域活動車」という。）を各種団体等に貸し出しすることについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 地域活動車を貸し出しすることができる場合は、本会会員である自治会、福祉団体、公益ボランティア・市民活動団体組織及び地方公共団体が三木市における地域福祉の推進を図ることを目的とした使用に限るものとする。ただし、営利、娯楽等の目的には使用することはできない。

(貸出の条件)

第3条 地域活動車により貸出の条件は下表のとおりとする。

マイクロバス	① 乗車人数が10人以上であること ② 貸出時間は、7時間以内であること
トラック	① 運転手は、普通運転免許証保持者であること ② 貸出し中のいかなる事故についても使用申請者が全責任を負うものとする
車いす対応車両	① 運転手は、普通運転免許証保持者であること
ワゴン車	② 主に人を移送する車両とするものとする ③ 貸出し中のいかなる事故についても使用申請者が全責任を負うものとする

(使用申請)

第4条 地域活動車を使用する者は所定の様式により、使用する20日前までに地域活動車使用申請書（様式1号）を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可)

第5条 会長は、使用を許可したときは地域活動車使用許可書（様式2号）を交付するものとする。

2 会長は、条件をつける必要があると認めたときは、その事項を記入するものとする。

(使用許可の取消)

第6条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消し、許可を変更し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) 許可の条件に従わないとき。

(2) 虚偽の使用申請又は不正な手段によって許可を受けたとき。

(使用料)

第7条 使用料は無料とする。

(貸出許可の撤回)

第9条 次のいずれかの事項が発生した場合、使用許可を撤回することがある。

- (1) 地域活動車の故障等が発生、または発生するおそれがあると判断した場合。
- (2) その他、運行に危険があると判断した場合。

(使用責任)

第10条 地域活動車を借り受けた者は、借り受けたときから返却するまでの間、管理の全責任を負い、次のことを厳守する。

- ① 使用申請に記載された目的及び時間を厳守しなければならない。
- ② 運行に際して、道路交通法など安全運転に関する法令を厳守しなければならない。
- ③ 運行中に人的、物的事故を起こしたときは、直ちに本会に連絡し指示を受けるとともに、地域活動車事故報告書(様式3号)を提出しなければならない。
- ④ 借り受けた者は、使用后、洗車及び車内・外を清掃しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

(別紙1)

平成 年 月 日

社会福祉法人
三木市社会福祉協議会会長 様

(申請者)

団体等名	
代表者住所	
代表者名	
電話番号	

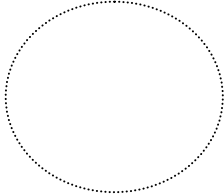
地域活動車使用申請書

三木市社会福祉協議会地域活動車を使用したいので、社会福祉法人三木市社会福祉協議会地域活動車貸出要綱第5条により申請します。

なお、使用にあたっては地域活動車貸出要綱を厳守します。

使用日時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使用車両	<input type="checkbox"/> マイクロバス <input type="checkbox"/> 車いす対応車両 <input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> ワゴン車 (7人乗り) <input type="checkbox"/> ワゴン車 (10人乗り)
使用目的	
運行範囲	※マイクロバスの場合は所定の運行行程表を提出してください。
乗車人数	人 ※運転手除く
運転者氏名	※マイクロバスを除く

(様式2号)

<h2>地域活動車使用許可書</h2>	
上記、申請のとおり許可いたします。	
(許可条件)	三木市社会福祉協議会 

(別紙3)

平成 年 月 日

社会福祉法人
三木市社会福祉協議会会長 様

(申請者)

団体等名	
代表者住所	
代表者名	(印)
電話番号	

地域活動車事故報告書

平成 年 月 日に使用した地域活動車について下記のとおり事故が発生しましたので、社会福祉法人三木市社会福祉協議会地域活動車貸出要綱第8条第3号により届出します。

1 事故等の種別	傷害 ・ 対人損害 ・ 対物損害
2 事故等加害者	
3 事故等被害者	(氏名) (住所) (電話)
4 事故発生日時	平成 年 月 日 () 時 分ごろ
5 事故発生場所	
6 事故発生状況	
7 賠償と対処	※被害者とどのような話を行ったかを記入してください。話し合いをしていない場合は「していない」と記入。

マイクロバス運行行程表

使用団体名		
期 日	平成 年 月 日 ()	
配 車	時 間	時 分 ※配車時間は「出発時刻」の15分前の時刻を記入してください。
	場 所	
担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	※携帯電話をお持ちの方は携帯電話番号をご記入ください。

※使用者は、**駐車場の確保**を必ず行ってください。

順路	時刻	場所	備 考
①出発時刻			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

- 使用できる時間は7時間以内とし、使用許可に記載された使用時間を厳守してください。
- 車内でのアルコール類の飲用及び、飲用しての乗車はしないでください。
- 使用時に発生した車内のゴミ類は、使用者が持ち帰りください。
- 使用団体の不注意により、車両に損傷を与えた場合、使用団体の責任において賠償等をお願いする場合があります。
- 運転業務負担金は、使用后1週間以内にご精算ください。